

ちばけん

# 障害者社会参加推進センターだより

発行・編集 千葉県障害者社会参加推進センター

第14号

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県身体障害者福祉協会内  
TEL 043-245-1571・FAX 043-245-1578 E-mail: bcg03245@nifty.com  
ホームページ: <http://homepage3.nifty.com/chibashinsyoukyou/>



平成28年6月に**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律**が公布されました。法律の概要は次のとおりです。

## ○ 趣 旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

## ○ 概 要

### 1 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

### 2 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

### 3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

## ○ 施行期日

平成30年4月1日(2(3)については公布の日(平成28年6月3日))

平成28年6月に「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が公布されました。  
条例の概要は次のとおりです。

## ○条例の概要

### 1 基本理念

- ・聴覚障害者の特性に応じた意思疎通等のための手段の確保は、全ての人が相互に意思を伝え、理解し、尊重し合うことを基本に行われなければならない。
- ・手話は、文化的所産であり、ろう者が日常又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであるとの認識の下、その普及促進を図らなければならない。

### 2 県の責務

- ・聴覚障害者の社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及促進に努めなければならない。
- ・手話等を使用する者と連携し、手話等に対する県民理解の促進に努めなければならない。

### 3 市町村・県民・事業者の役割

- ・市町村は、聴覚障害者が日常又は社会生活を営むために必要かつ合理的配慮を行い、手話等の普及、環境の整備に努める。
- ・県民は、手話等や聴覚障害者に関する理解を深めるよう努める。
- ・事業者は、聴覚障害者にサービスを提供するときや雇用するときは、手話等の使用に関して配慮するよう努める。

### 4 主な施策

#### (1) 手話等を学習する機会の確保等

- ・「県民が手話等を学習する機会」の確保等に努める。
- ・県職員が手話等を学習する研修等必要な環境の整備を図る。

#### (2) 手話等を用いた情報発信等

- ・手話等を用いた県政に関する情報発信を推進する。
- ・県主催の講演会等に手話通訳者、要約筆記者を配置するよう努める。
- ・手話通訳者等の派遣又は相談の拠点の支援をすることにより、手話等による情報を取得できる環境を整備するよう努める。

#### (3) 手話通訳者・要約筆記者等の派遣体制の整備

- ・手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び意思疎通支援の体制整備及び充実に努める。

#### (4) 学校における手話等の普及

- ・学校の設置者は、聴覚障害児が手話等を用いて学べるよう教職員の手話等の技能向上に必要な措置を講ずるよう努める。
- ・聴覚障害児に手話等の学習の機会の提供並びに聴覚障害児の保護者に対する教育に関する相談への対応及び支援に努める。

### 5 施行期日

- ・平成28年6月28日（公布の日から施行）



## 公益社団法人千葉県視覚障害者福祉協会の概要



### I 設立の目的

当協会は、視覚障害者の生活の質（QOL）の向上と福祉の増進を目指して、視覚障害者自身が共生社会の中で、その構成員として自立生活を達成し、社会参加を実現すると共に、有意な社会人としてその尊厳にふさわしい社会生活ができるよう、支援することを目的としています。

### II 主な事業

1. 社会参加促進事業…視覚障害者が晴眼者（健常者）と同様に生活できるよう、支援していく事業です。
2. 視覚障害者啓蒙啓発事業…視覚障害者の理解を促進する事業です。
3. 施設の貸与事業…視覚障害者福祉会館の研修室を開放し貸与する事業です。

### 4. その他

### III 具体的な事業

#### ●自主事業

##### 1. 福祉大会事業

千葉県下の視覚障害者が一堂に会して、生活環境の改善と福祉増進を図るために、当面する諸問題を協議し、併せて広く県民に理解と協力を求めることを目的として毎年実施される事業です。

##### 2. 社会見学事業

日頃単独で自由に外出することの少ない視覚障害者が、社会的見識を広げるために行う見学・研修事業です。

##### 3. 広報活動事業（千視協だよりや会報発行）

事業活動の状況をはじめ、全国の視覚障害者に関連した情報等を全会員に伝える事業です。

##### 4. 会員支援・組織整備事業

本協会の行う事業への賛同者を増やし、公益法人として必要な視覚障害者に対する支援を行う事業です。

#### ●ガイドヘルパー派遣事業

視覚障害者の外出を支援する同行援護従業者を派遣する事業です。

#### ●視覚障害者の啓発事業

共生社会の実現のため、広く県民に視覚障害者を理解していただく事業です。

●この他に県からの受託事業として、「点字・音声即時情報ネットワーク事業」、「視覚障害者社会生活訓練教室開催事業」、「視覚障害者生活向上支援事業」、「視覚障害者情報支援事業」を実施しております。



千視協女性部訓練事業（革細工）



## 心の病に対する偏見と差別の解消をめざして

特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会

理事長 貫井 信夫（ぬくい のぶお）



千葉県精神障害者家族会連合会は、1973年、精神障害者およびその家族の福祉の増進と正しい精神衛生思想の普及を目的として発足し、現在、県下に40家族会、約1300名の会員が活動しております。統合失調症（旧名称・精神分裂病）は、こわいもの、一生治らないものなど、未だに、心の病に対する無理解と偏見にさいなまれておりますが、多くの精神障害者は、治療薬の進歩と予後のリハビリ、及び地域の支援を受けながら、病状を抱えながらも地域で自立して暮らしております。

その一方で、メディアが通院歴のある患者が死傷事件を起こしたなどと、いわれなき報道をするたびに、私ども家族はつらい思いをしております。

そのような状況のなかに、患者を抱えながら、必死に暮らしていた年老いた家族が、一昨年、昨年とあいついで事件を起こし、大きくメディアでも報道されました。

一つは、八王子で、ある父親が、10年以上にもわたって息子さんの暴力のたびに、警察、保健所、医師などに相談していたにも関わらず、適切な対応がなされず、思い余って殺傷してしまったという事件です。昨年、東大の研究チームが、家族会のアンケート調査をした結果、当事者の8割は、家族と同居しており、その内、6割の家族は、暴力を受けた経験があると答えております。この研究のまとめとして、家族がひとりで当事者を抱え込まないこと、暴力を防ぐためには、当事者、家族を含めて、医療、地域の支援の役割の重要性を訴えております。

もう一つは、長崎で80代の母親が、60代の患者の介護に疲れはて、自分が亡き後を悲観して、当事者を殺傷して、自らも入水自殺してしまった事件です。

私ども家族会の関係者は、なぜ、地域の相談や、支援の手が差し伸べられなかったかという自責の念です。地域には、未だに、孤立した家族が大勢いることを、改めて、思い知らされた気が致します。

私たちの活動は、支え合い、学び合い、運動の3本柱で、病気や治療についての研修会や障害者週間にちなんだ講演会等の開催、孤立し悩んでいる当事者・家族の支援、偏見・差別の解消のために、様々な啓発活動を行っております。

一人で悩まないで、近くの家族会に、声をかけていただくようお願いします。



併せて、3障害の中で、唯一、取り残されている精神障害者のJR等の運賃割引実現のための活動を行っており、今年5月に、62万筆の請願署名を国会に届けました。

今後とも、皆様のご理解をよろしくお願いします。

27年12月障害者週間の集い

～講演会とシンポジウム風景～